

建設工事従事者の安全及び健康の確保 に関する長崎県計画

令和7年12月

長崎県

はじめに 現状と課題

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 . 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備 | 1 |
| 2 . 一人親方等への対処の必要性 | 2 |
| 3 . 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な扱い手の確保 | 2 |
| 4 . 長崎県計画の策定 | 3 |

第1 基本的な方針 (法第3条関係)

| | |
|--------------------------|---|
| 1 . 適正な請負代金の額、工期等の設定 | 7 |
| 2 . 設計、施工等の各段階における措置 | 8 |
| 3 . 安全及び健康に関する意識の向上 | 8 |
| 4 . 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 | 9 |

第2 長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策

(法第10条から第14条関係)

| | |
|---|----|
| 1 . 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 | 9 |
| (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 | 9 |
| (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 | 10 |
| 2 . 責任体制の明確化 | 11 |
| 3 . 建設工事の現場における措置の統一的な実施 | 11 |
| (1) 建設業者間の連携の促進 | 11 |
| (2) 一人親方等の安全及び健康の確保 | 12 |
| (3) 労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底 | 12 |
| 4 . 建設工事の現場の安全性の点検等 | 12 |
| (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等 による自主的な取組の促進 | 13 |
| (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に 資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の開発・普及 の促進 | 13 |
| 5 . 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 | 14 |
| (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進 | 14 |
| (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な 取組の促進 | 15 |

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 . 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 | 16 |
| (1) 社会保険等の加入の徹底 | 16 |
| (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進 | 16 |

| | |
|------------------------------------|----|
| (3)「働き方改革」の推進 | 17 |
| 2 . 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 | 18 |
| (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等 | 18 |
| (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化 | 19 |
| 3 . 健康確保対策の強化 | 19 |
| (1) 熱中症、騒音障害防止対策 | 19 |
| (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等 | 20 |
| (3) 新興・再興感染症への対応 | 20 |
| 4 . 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善 | 20 |
| (1) 女性の活躍促進 | 20 |
| (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応 | 21 |
| (3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保 | 21 |
| 5 . 県計画の推進体制等 | 21 |

はじめに 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

全国の建設業における労働災害の発生状況は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法に基づく関係政省令（以下「労働安全衛生法令」という。）は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和 59 年（1984 年）には 79,781 人にも上っていた労働災害による死傷者数は、令和 6 年（2024 年）には 13,849 人まで減少している。また、死亡者数も昭和 59 年（1984 年）には 1,083 人にも上っていたが、令和 6 年（2024 年）には 232 人まで減少している。この様に死傷者・死亡者とも長期的には減少傾向にあるものの、その傾向は鈍化している。【図 1】昨今の災害発生状況をみると、平成 27 年の足場の組立て等作業従事者特別教育の義務化、平成 31 年のフルハーネス型墜落制止用器具の使用原則義務化、また、特別教育をはじめとした継続的な安全衛生教育の実施等関係者の努力の効果が現れてきているものと考えられる。

本県の建設業における労働災害の発生状況も、全国と同様に、長期的には減少傾向にあり、死傷者数は昭和 59 年（1984 年）には 979 人にも上っていたが、令和 6 年（2024 年）には 205 人まで減少している。しかしながら、平成 20 年（2008 年）以降は、年間 200 人前後の状態に止まり減少傾向は鈍化している。また、死亡者数も昭和 59 年（1984 年）は 12 人にも上っていたが、令和 6 年（2024 年）には 1 人まで減少している。

事故の型別でみると「墜落・転落」が最も多く全体の約 4 割を占めており、これは全国と同じ状況にある【図 1】。

また、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、全国では令和 6 年（2024 年）に年間 289 人（労働者（）232 人、一人親方等 57 人）もの尊い命が亡くなっている。また、昨今の災害発生傾向をみると、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害が多いことから、これらの災害に対応した対策を強化する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全て

の建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高年齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組が求められている。

また、i-Construction () やインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（以下「インフラ分野のDX」という。）は、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進が求められている。

 「労働者」とは、労働基準法第9条によれば、「職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」とされ、「使用される」とは、「指揮監督下の労働」であるかどうか、支払われた報酬が「労働の対価」であるかどうかという2つによって判断される。

 「i-Construction」とは、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組をいう。

2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方 () 等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、全国において令和6年（2024年）に57人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

 「一人親方」とは、労働者を雇用せず土木、建築その他の工作物の建設等の事業を行うことを常態とする者である。なお、「一人親方等」とは、中小事業主、役員、家族従事者（一人親方の配偶者、同居の親族）を含む。

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

本県の建設業は月間給与支給額では全産業平均を上回るもの、実労働時間

は長いという状況にある【図2】。また、完全週休二日制の導入については、産業全体の率と比べて完全週休二日制の導入が十分ではない【図3】。

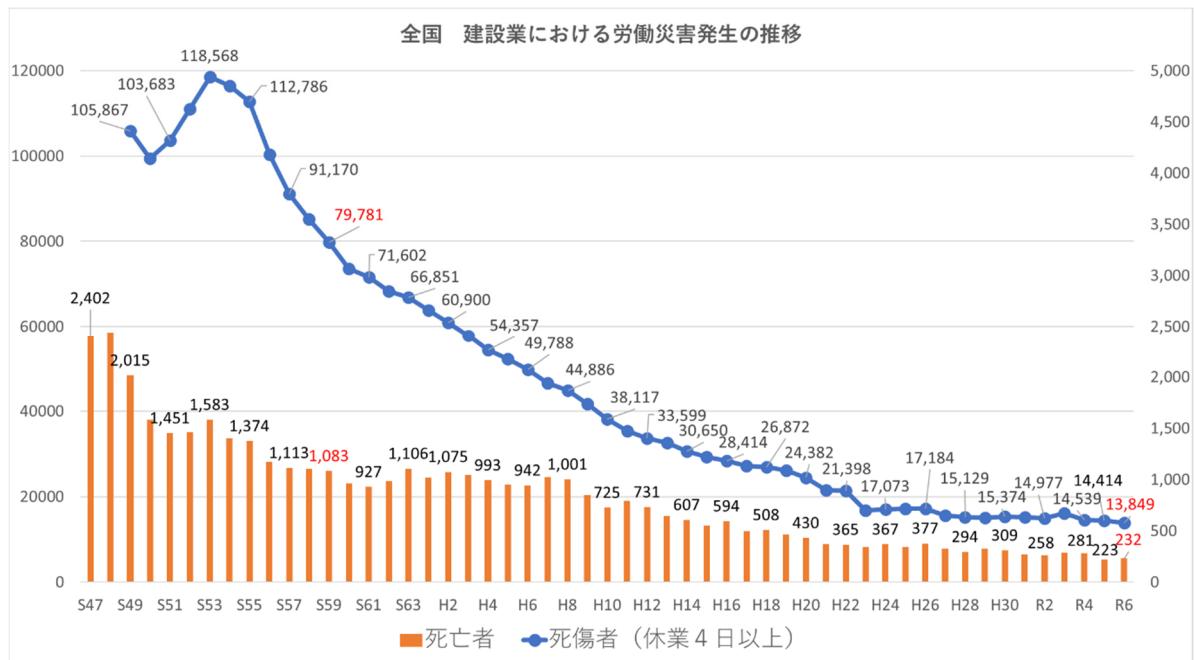
本県においても、建設工事従事者の高齢化が進行している中【図4】、第三次扱い手3法や労働基準法を踏まえた働き方改革の推進、待遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な扱い手の確保を進めていくことが急務である。

4. 長崎県計画の策定

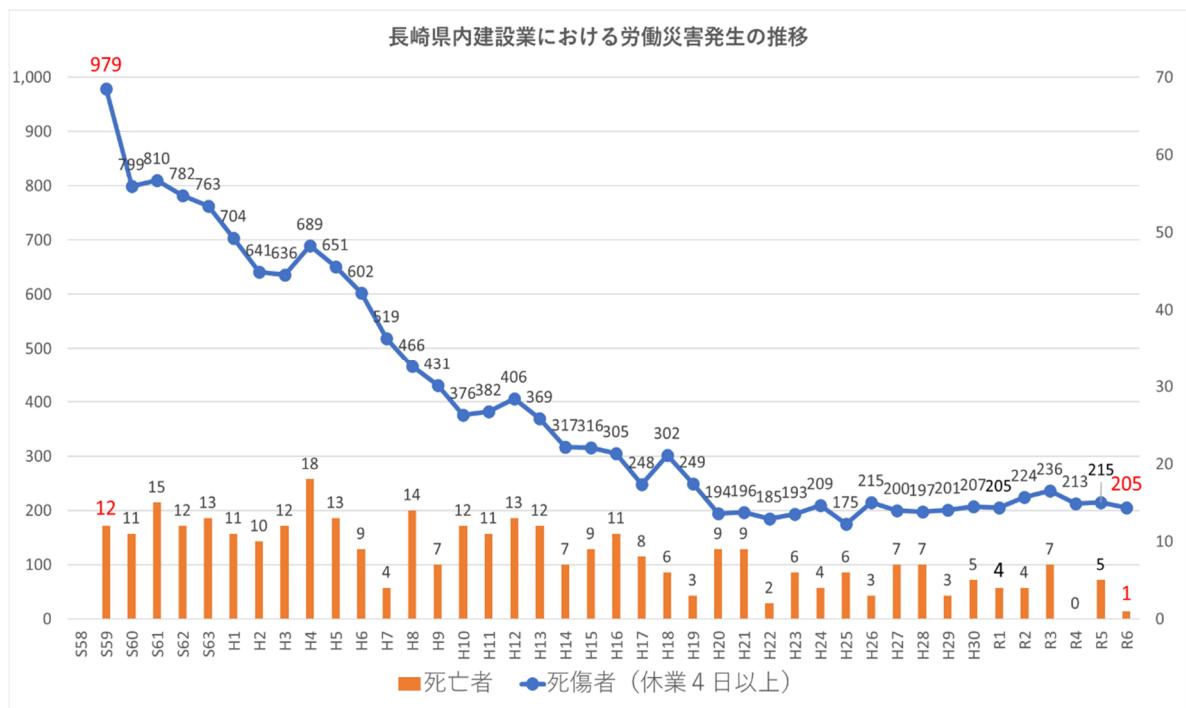
建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進し、建設業の健全な発展に資することを目的として、平成29年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）」の第9条に基づき、長崎県計画を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な方針と取組の方向性を示すものである。

また、県計画策定後の建設工事従事者に係る状況変化や令和5年6月の国「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」の変更等を踏まえ、県計画を変更するものである。

【図1】全国及び長崎県内建設業における労働災害発生状況
(労働者死傷病報告による休業4日以上の災害であり、一人親方等は含まれていない)

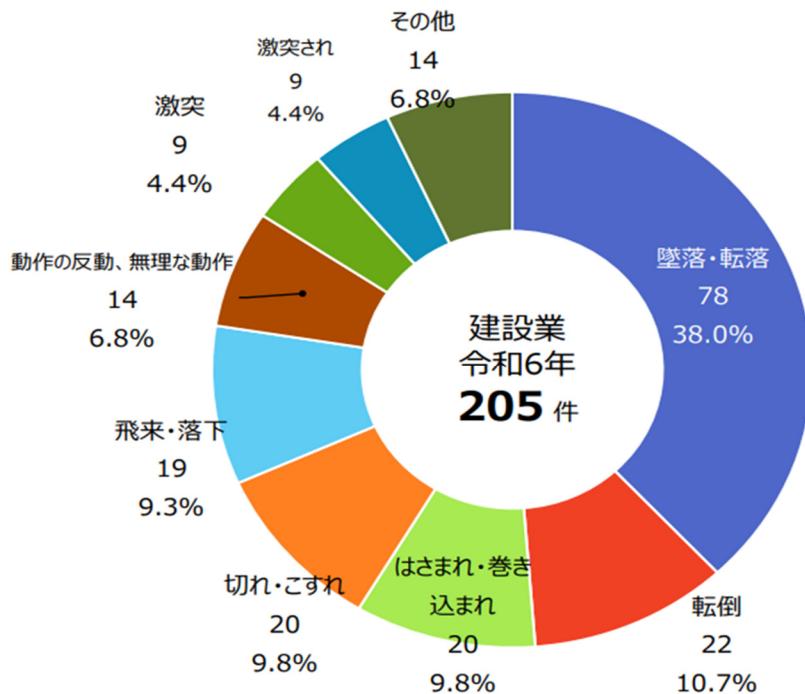


出典) 厚生労働省長崎労働局HP 「災害統計」
厚生労働省HP 「令和6年 労働災害発生状況について」より作成



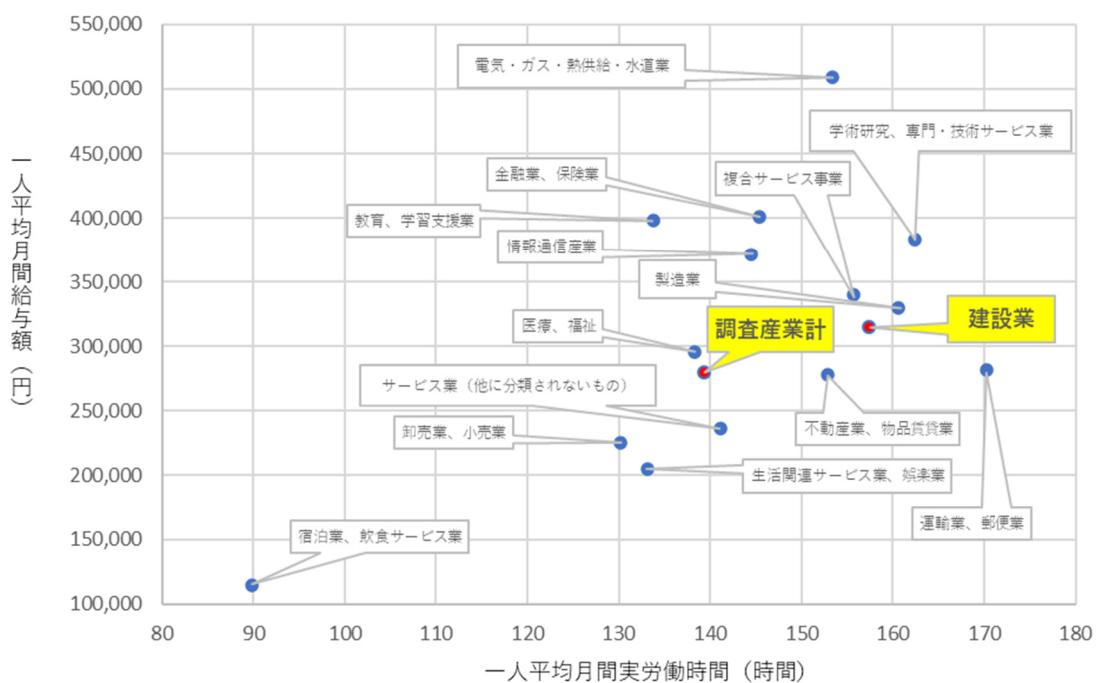
出典) 厚生労働省長崎労働局HP 「災害統計」より作成

令和6年 事故の型別災害発生状況



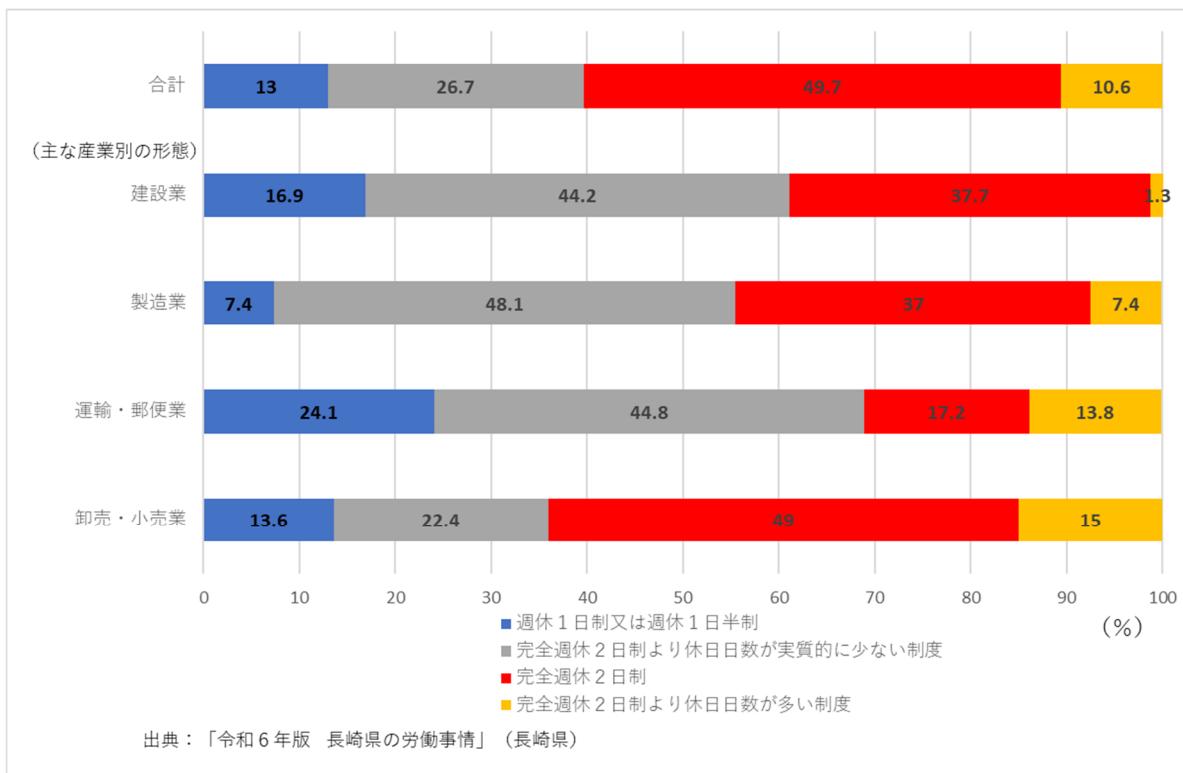
出典) 厚生労働省長崎労働局HP 「災害統計」

【図2】長崎県 産業別 月間給与支給額・月間実労働時間の比較(2024年)

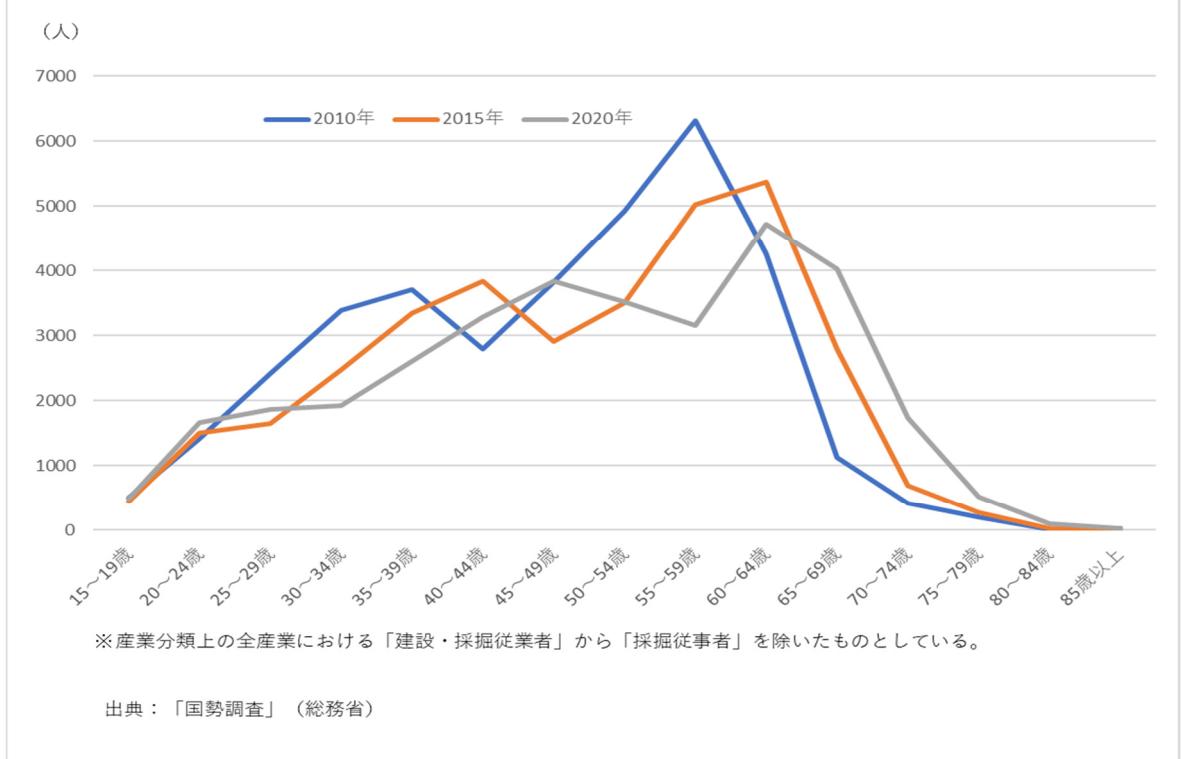


出典: 毎月勤労統計地方調査地方調査速報(令和6年 長崎県)

【図3】 県内企業 産業別 週休制の形態（2024年）



【図4】 長崎県 建設技能労働者の年齢構成の推移



第1 基本的な方針（法第3条関係）

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不當に低い請負代金や不當に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることが義務づけられていることから、安全衛生経費等については元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用として、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3（）に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要である。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

なお、令和6年（2024年）に成立した「第三次・担い手3法」（）においても、適切な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更等が規定されたことから、発注者及び受注者双方が法の趣旨を踏まえた取組を推進する必要がある。

「建設業法第19条の3」 不當に低い請負代金の禁止

「注文者は、自己の取引上の地位を不當に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」

「第三次・担い手3法」とは、働き方改革や生産性向上、災害への対応など建設業を取り巻く新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応するため、一体的に改正された「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をいう。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、建設工事の現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により適正な安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準（ブルーピン）の措置だけでなく、建設工事現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction やインフラ分野のD を効果的に推進することが有用である。

ブルーピン 建設業の労働安全衛生法に基づく最低基準とは、

○関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第29条）

元請・下請の労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、

・協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視

・関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第30条）

（請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第31条）など

3. 安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発する恐れがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

そのため、さらに労働災害の減少を図るには、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及

び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全及び健康の確保並びに職場環境改善に係る取組を促進していくことも重要である。

4. 建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要である。その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、生産性の向上等の待遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策

（法第10条から第14条関係）

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。また、安全衛生経費の必要性や重要性について、周知する。

安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、機会を捉えて建設業者等に周知するとともに、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

主な取組

- 最新の積算基準、労務・資材単価や施工の実態等を的確に反映した予定価格の設定【県】
 - 「設計変更ガイドライン」に基づく適切な設計図書の変更【県】
 - 最低制限価格制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除【県】
 - 建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】
 - 下請等実地調査等を通じ、下請負人に下請代金が適切に支払われるよう調査・指導【県】
 - 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ【県・労働局】
 - 安全衛生経費の確保に関するリーフレット等による周知【長崎労働局】

（2）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、第三次・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められ、やむを得ない事由により工期内に工事が完了しない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を行う。

民間発注工事においても、「建設工事における適正な工期設定等のガイドライン」が制定された趣旨に沿って、民間発注者と受注者の理解と協力のもとに十分な協議を行い、適切な工期を設定することが求められる。

主な取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく適正な工期設定や適切な工期延長の実施【県】
 - 週休二日工事の拡大と、週休二日による割増し経費の適切な計上【県】
 - 余裕期間を見込んだ早期契約制の積極的な活用【県】
 - 債務負担行為や繰越明許費の活用による施工時期の平準化【県】
 - 建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】(再掲)

○民間工事の発注・設計に携わる設計機関等に対する適正な工期設定についての協力依頼【県・労働局】

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約においては、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

主な取組

○建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】(再掲)

○下請等実地調査等を通じ、下請負人に下請代金が適切に支払われるよう調査・指導【県】(再掲)

○関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ【県・労働局】(再掲)

労働安全衛生法に基づく元請負人及び下請負人の責任体制構築のための個別指導及び集団指導の実施【長崎労働局】

安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、関係機関・団体等とも連携し労働安全衛生法令に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

主な取組

○施工プロセスチェックリストによる現場確認【県】

建設現場における統括安全衛生管理に関する指導【長崎労働局】

安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

（2）一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事の現場における措置を統一的に実施することが必要であるため、一人親方等の災害に関する情報を収集し、災害の発生防止に努める。また、一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底を図るとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

主な取組

○一人親方等を含む建設現場での安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】

（3）労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。また、元請負人等を通じて一人親方等で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について積極的な促進を徹底する。

主な取組

○建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】(再掲)

○労災保険の特別加入制度に関するリーフレットによる周知【長崎労働局】

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による 自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組状況の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムの構築及び運用を行う取組や、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロール等を行う者の能力向上や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人の立場の違いを超えた連携等を促進する。

主な取組

- 工事成績評定における安全対策に係る取組の評価【県】
- 施工プロセスチェックリストによる現場確認【県】(再掲)
- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【建設業団体等、長崎労働局、県】
- 地区単位での安全パトロールの実施【建設業団体等】
- 安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に 資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の開発・普 及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及・推進に向け、海外におけるBIM(ブルーインク)の安全衛生対策の活用事例も含め、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機(ブルーインク)やドローン等(UAV)(ブルーインク)を活用することで重機

回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野の D¹において、安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の N E T I S () を活用した「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配意した作業方法や熱中症対策等作業環境の改善を図る。

-  「 I C T 建機」とは、情報通信技術 Information and Communication Technology を活用した建設機械をいう。
-  「 U A V 」とは、unmanned aerial vehicle の略で、ドローン等の無人航空機をいう。
-  「 B I M 」とは、Building Information Modeling の略で、コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステムをいう。
-  「 N E T I S 」とは、新技術情報提供システム「 New Technology Information System 」の略で、国土交通省が運用している新技術にかかる情報の共有及び提供するためのデータベースをいう。

主な取組

○ I C T を活用した工事の対象範囲の拡大と、 I C T 活用による割り増し経費の適切な計上【県】

熱中症対策に資する現場管理費の補正【県】

熱中症予防に係る教育講習の実施【建設業団体等】

○ I C T 建機、ドローンの活用等による生産性向上研修の実施【建設業団体等】

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法令で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等を促進する。

また、建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生

管理に係る教育等の取り組む建設業者を評価する。

主な取組

- 入札参加資格審査における安全衛生教育に取り組む建設業者の評価【県】
- 安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業における若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高いことも踏まえつつ、建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に關し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした、安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報を発信する。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰することを通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にもつなげる。

併せて、各建設工事の現場における建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

主な取組

- 工事成績評定における安全対策に係る取組の評価【県】(再掲)
- 優良事業場、優良工事現場及び安全優良職長に対する安全表彰の実施【建設業団体等】
- 熱中症予防に係る教育講習の実施【建設業団体等】(再掲)
- 傘下事業所における労働者の安全・労働衛生の確保等の雇用改善努力と成果を顕彰する表彰の実施【建設業団体等】
- メンタルヘルス対策相談窓口の設置【建設業団体等】

○建災防方式KY（KY：危険予知）無記名ストレスチェック制度による職場環境改善【建設業団体等】

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上を図るための施策

（1）社会保険の加入の徹底

本県では、労働者の待遇の改善、法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、これまでに建設業許可申請時の未加入業者への指導、入札参加資格審査における未加入業者の排除、県発注工事における未加入業者の排除等の取組を段階的に進めてきた結果、加入率は着実に上昇しており、令和2年10月より、建設業許可更新において社会保険の加入が要件化された。しかし、社会保険の加入に必要な法定福利費について、十分な確保ができるいないとの声もあるため、引き続き、関係機関・団体等と連携して、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保並びに社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要性や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

長崎県内企業の加入率（公共事業労務費調査（令和6年10月調査より）

企業の保険加入率 99%

主な取組

○建設業許可の許可要件として社会保険加入を義務化【県】

入札参加資格審査における未加入業者の排除【県】

○長崎県の契約書の改正による下請負人の社会保険加入義務化【県】

○下請等実地調査における下請業者の保険加入指導状況等の確認【県】

○関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ【県・労働局】（再掲）

○下請負人からの未加入業者の排除及び違反した場合のペナルティの措置【県】

受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務付け【県】

立入検査や建設業者説明会等における一人親方の取扱の周知【県】

（2）建設キャリアアップシステムの活用推進

平成 31 年（2019 年）4 月より本運用が開始された建設キャリアアップシステム（）の目的を踏まえつつ、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇に資するため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの適切な活用を推進する。

主な取組

- 建設キャリアアップシステムの事業者、技能者への周知促進【建設業団体等】
- 建設キャリアアップシステムに登録した建設業者に対する評価【県】

（）「建設キャリアアップシステムの目的」

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールに基づき、システムに登録・蓄積される情報を活用して、建設技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的に P R することで、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する。また、キャリアアップに必要な経験や技能を職種毎に明らかにすることで、建設技能者の道筋や目標の明確化を図り、若年層の入職を拡大し定着を促進する。

さらに、建設技能者を雇用する専門工事企業の評価と連動させることにより、高い技能を有する建設技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、建設業界における人材育成と処遇改善の好循環を創成し、技能や経験に裏打ちされた建設技能者の地位の向上を図り、建設業全体のイメージアップを図ることを目的とする。

（3）「働き方改革」の推進

労働時間が長く、休みが取れないとことなど、他産業と比べて相対的に労働条件に対する賃金水準が低いことが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、第三次・扱い手 3 法や労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進め、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な扱い手の確保を図る。

また、建設業の働き方の変革や建設業の魅力向上につながるインフラ分野の DX を推進する。

さらに、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日の改正労働基準法の施行により、建設業においては令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から時間外労働の上限規制が適用されたことから、労働時間削減の自主的な取組を促進するため、労働時間に関する法制度の周知徹底を図る。

主な取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく適正な工期設定や適切な工期延長の実施【県】(再掲)
- 週休二日工事の拡大と、週休二日による割増し経費の適切な計上【県】(再掲)
- 建設業者説明会等における労働時間削減に関する法制度の周知【長崎労働局】
- 余裕期間を見込んだ早期契約制の積極的な活用【県】(再掲)
- 債務負担行為や繰越明許費の活用による施工時期の平準化【県】(再掲)
- 週休二日等休日拡大運動の普及促進【建設業団体等】
- 長崎県インフラ DX アクションプランの策定及び改定【県】

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、墜落・転落災害による死傷者が最も多く、全体の3割を占めている。また、死亡者における墜落・転落では、近年における平均値は約4割と高い割合を占めている。平成31年にフルハーネス型墜落制止用器具の使用が原則義務化されたが、墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案が引き続き多い。このため、墜落・転落災害の減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底、特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底等を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい手すり先行工法等の「より安全な措置」等の実施の徹底を図る。

主な取組

- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【建設業団体等、長崎労働局、県】(再掲)
- 個別や集団指導による「より安全な措置」の実施徹底【長崎労働局】
- 地域単位での安全パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

（2）墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化のほか、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図るとともに、その周知とフォローを行う。

主な取組

- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【建設業団体等、長崎労働局、県】（再掲）
- 個別や集団指導による「より安全な措置」の実施徹底【長崎労働局】（再掲）
- 地域単位での安全パトロールの実施【建設業団体等】（再掲）
- フルハーネス型安全帯の装着徹底のための教育実施【建設業団体等】

3. 健康確保対策の強化

（1）熱中症、騒音障害防止対策

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、国の「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策を推進する。

主な取組

- 熱中症対策に資する現場管理費の補正【県、業界団体等】
- 猛暑日を考慮した工期設定【県、業界団体等】
- 現場環境改善費の積算に関する基準改定【県、業界団体等】
- 職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく熱中症予防対策の適切な実施の推進【県】
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく健康障害防止対策の推進【県、長崎労働局】
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知や「STOP！熱中症クールワ

ークキャンペーン」の展開といった取組に加えて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置を事業者に義務付けた改正労働安全衛生規則の周知【長崎労働局】

（2）解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による労働者の健康障害を防止するため、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策を推進する。

主な取組

○建築物等の解体・改修作業等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則等に基づき、有資格者による事前調査の徹底、事前調査結果等の報告、石綿除去等作業時のばく露防止措置の徹底に関する周知【長崎労働局】

（3）新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

（1）女性の活躍促進

建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、国の「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする「働きつけられるための環境整備」等の取組を官民一体となって推進する。

主な取組

○働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現に向けた、企業の経営層の意識改革を促す取組の推進【県、業界団体等】

工事現場における快適トイレや更衣室などの導入促進【県、業界団体等】

適正な工期の確保、施工時期の平準化の推進【県】

（2）増加する外国人労働者の労働災害への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加していることに鑑み、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育等を推進する。

主な取組

○多言語のリーフレットによる周知・啓発を行うなど、外国人労働者等が労働参加していることを踏まえた労働災害防止対策の推進【長崎労働局】

（3）高年齢労働者の安全及び健康の確保

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の実現に向け、国の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組の促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組を推進する。

主な取組

○建設関係団体との意見交換会において「エイジフレンドリー補助金」の活用による高年齢労働者の特性を考慮した現場環境の改善の周知【県、業界団体等】

○高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）エイジフレンドリー補助金の周知のほか、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする改正労働安全衛生法の周知【長崎労働局】

5. 県計画の推進体制等

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省長崎労働局、長崎県、建設業者団体等で構成する「長崎県建設工事従事者安全・健康確保推進会議」を令和3年10月に設置しており、情報共有や連携を図りつつ施策や取組を着実に遂行している。

なお、本計画に定める施策について、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により必要があると認めるときには、これを変更する。

主な取組

○建設工事関係者連絡会議を構成する関係団体・機関と連携した取組の実施

【長崎県・長崎労働局・建設業団体等】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長崎県計画

策定年月：令和7年（2025年）12月

担当部署：長崎県土木部監理課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-894-3015

FAX 095-894-3460